

# 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和2年特別給）

令和2年10月30日  
兵庫県人事委員会

## 《本年のポイント》

- ① 期末・勤勉手当（ボーナス）を引下げ（0.05月分）
- ② 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

### 1 公務と民間の特別給（期末・勤勉手当）水準の比較

昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績を比較した結果、職員の支給月数が民間の支給月数を0.06月分上回っている。

民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A) - (B)
4.44月	4.50月	△0.06月

- ・ 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,958事業所から454事業所を無作為に抽出して調査
- ・ 本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施（ボーナスに関する調査を郵送等で先行実施）  
（ボーナス：6月29日～7月31日、月例給：8月17日～9月30日）

### 2 職員の特別給の改定

#### (1) 特別給（期末・勤勉手当）

民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を引下げ（再任用職員を除く）

- ・ 現行4.50月分→4.45月分（期末手当：△0.05月）
- ・ 令和2年度は12月期を△0.05月。3年度以降は6月期及び12月期を各△0.025月。
- ・ 引下げは平成22年（△0.20月）以来10年ぶり

[一般職員の支給月数]

		6月期	12月期	計
令和2年度	期末手当	1.30月	1.25月 (現行 1.30月)	2.55月 (現行 2.60月)
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.25月	2.20月 (現行 2.25月)	4.45月 (現行 4.50月)
令和3年度 以降	期末手当	1.275月 (現行 1.30月)	1.275月 (現行 1.30月)	2.55月 (現行 2.60月)
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.225月 (現行 2.25月)	2.225月 (現行 2.25月)	4.45月 (現行 4.50月)

#### (2) 改定の実施時期

勧告を実施するための条例の公布の日（令和3年度以降分は令和3年4月1日）

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢 43.0歳、平均経験年数21.2年）

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	388,019円	4.50月	6,428,000円	△20,000円 (△0.31%)
改定後	388,019円	4.45月	6,408,000円	